

# 第 17 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 10 月 26 日)

1. 開催日時 平成30年10月26日(金) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10		11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17		18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 17名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14		15	
16	木村俊一	17	田口誠	18	
19	山本光公	20		21	赤木常信
22		23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 113 号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案第 114 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)  
議案第 115 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)  
議案第 116 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
議案第 117 号 農地法第4条許可申請について  
議案第 118 号 農地法第5条許可申請について  
議案第 119 号 非農地証明願いについて

- 報告第 59 号 農地法第4条届出について  
報告第 60 号 農地法第5条届出について  
報告第 61 号 農地法第18条第6項の通知について  
報告第 62 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 21 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	主任主事	興梠 康大	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志
北方産業建設課 主 事	甲斐 伊織	北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	総合農政課 主任主事	市來 幸司

## 8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>今年は暑い暑いと言っておりましたが、急に寒くなってまいりました。食用米については収穫もほとんど終わっているようですが、飼料米につきましてはまだ残っているようであります。お忙しい時期ではありますが、お集まりいただきありがとうございます。今日は荒廃農地調査の提出締切りということもありますので、総会終了後、事務局より説明があることかと思えます。お忙しい方もいらっしゃるかとは思いますが、ご協力のほど、よろしく願いいたします。それでは、ただ今から第 17 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 16 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 8 番 高橋正二委員と委員番号 9 番 阿波野修一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 113 号の農地法第 3 条所有権の移転についてから議案第 119 号の非農地証明願いについてまで議案 7 件、報告案件が 4 件、協議案件が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 113 号 農地法第 3 条所有権の移転について提案いたします。整理番号 1 番の説明を委員番号 8 番 高橋正二委員よりお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>はい。皆様おはようございます。委員番号 8 番の高橋です。議案第 113 号、整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は上伊形町で畑 1 筆の 297 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人ともに上伊形町在住の方で、譲受人の経営状況は 6,846 m<sup>2</sup>。労力人は 3 人。申請理由は経営規模拡大となっております。25 日に譲受人、岩切推進委員、私で現地調査を実施しました。譲渡人は高齢のため農業ができないとのことで、今回の申請となりました。譲受人はこの地域のオペレーターとして頑張っておられる方で特に問題はございません。また、地域との調和要件についても問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、高橋委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、高橋委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 114 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 114 号の農用地利用集積計画の決定について説明いたします。議案書は 4 ページです。貸人は稲葉崎町 3 丁目在住の男性の方で借人も稲葉崎町 3 丁目在住の男性の方です。農地の所在は、無鹿町 1 丁目に田 1 筆 1,011 m<sup>2</sup>、稲葉崎町 2 丁目に田 3 筆 2,270 m<sup>2</sup>、稲葉崎町 3 丁目に田 1 筆 326 m<sup>2</sup>、合計 5 筆 3,607 m<sup>2</sup>です。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 115 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 115 号の農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分を説明いたします。議案書は 6 ページです。貸り人や借し人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は 5 年間から 6 年間の賃借権若しくは使用賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 116 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	はい。それでは議案第 116 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 8、9 ページとなります。貸し人の詳細については議案書に記載のとおりで、借り人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。契約内容はすべて 10 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 117 号 農地法第 4 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号 1 番について委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号 13 番の松田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。先日、私、松田推進委員、事務局、県の担当で現地調査を行いました。所在は鹿狩瀬町で田が 1 筆の 442 m <sup>2</sup> です。申請人は鹿狩瀬町の農林業者で、申請理由は木材搬出路、駐車場となっています。12 ページの No.1 に位置図がございます。申請地より山側が申請者が所有する山林であり、すでに木材搬出路として使用されていました。追認申請となりますが、始末書も提出されており、申請地に隣接する農地もないため、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	次の整理番号 2 番については委員番号 17 番 牧野博文委員となっておりますが欠席のため、農地利用最適化推進委員の矢山慶夫委員より説明をお願いいたします。
矢山推進委員	はい。おはようございます。推進委員の矢山です。本日牧野委員が病気で欠席のため、私の方から整理番号 2 番についてご説明させていただきます。所在は三須町で畑 1 筆の 21 m <sup>2</sup> です。申請人は同じく三須町在住の会社員で、申請目的は家庭菜園として活用したいとのことでした。10 月 24 日に事務局、県、私で申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。12 ページの No.2 の位置図を見ていただければ分かるかと思いますが、特に問題無いと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号 1 番、2 番ともに生産性の高くない小集団の農地ということで第 2 種農地となっています。付近に第 3 種農地もないこと

	<p>から、立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法などの他法令についても問題はないため、一般基準も満たしております。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。続きまして議案第 118 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件も県に進達する分です。それでは整理番号 1 番、2 番について委員番号 6 番 織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>はい。委員番号 6 番の織田です。整理番号 1 番、2 番についてご説明いたします。まず、整理番号 1 番についてですが、所在は行徳町の畑 2 筆、合計 1,433 m<sup>2</sup>です。譲渡人は桜ヶ丘在住の無職の方で、譲受人は岡元町在住の精密機械部品製造業者です。申請理由は事務所、作業所及び駐車場となっております。24 日に県、事務局、榎本推進委員、私、譲受人で現地調査を行いました。現在岡元町にある事業所を今回の申請地に移転することでした。15 ページの No.1 に位置図があります。何も問題無いと判断しました。引き続き整理番号 2 番についてご説明します。所在は行徳町で畑 1 筆の 608 m<sup>2</sup>です。譲渡人は緑ヶ丘在住の無職の方で、譲受人は富美山町在住の会社員です。申請理由は一般住宅の建築ということです。位置図は、15 ページの No.2 になります。図面上は畑に隣接しているように見えますが、こちらは宅地造成中で、隣接する農地もなく問題ないと判断しました。以上 2 件につきまして、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに整理番号 3 番について委員番号 15 番 遠田祐星委員より説明をお願いいたします。</p>
遠田委員	<p>はい。委員番号 15 番の遠田です。整理番号 3 番についてご説明いたします。所在は川島町で田 3 筆の計 644 m<sup>2</sup>です。譲渡人はそれぞれ川島町在住の方 2 名、横浜市在住の方が 1 名となっております。譲受人は小野町在住の農業者です。申請理由は資材置場となっております。10 月 24 日に私、佐野推進委員、事務局、県、譲受人で現地調査を行いました。譲受人は川島地区の担い手となっております。中間管理機構を活用して農地の集積に尽力している方です。この農地を使用して WCS 等の仮置き場として活用したいとのことでした。特段問題は無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号 1 番、2 番については生産性の高くない小集団の農地ということで第 2 種農地となっております。周辺に第 3 種農地がないため、許可相当となっております。整理番号 3 番については、農振農用地となっております。農振農用地の転用については原則不許可となっておりますが、使用の目的が農業用資材置場ということで、例外規定に該当するため許可相当となっております。農振法についても軽微な変更ということで用途変更がなされています。このことから 3 件すべて立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法での他法令についても問題ありませんでした。資力、排水計画、転用の実効性などを勘案しても一般基準に問題ありません。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>皆様異議無しということでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。続きまして議案第 119 号 非農地証明願いについて提案いたします。整理番号 1 番について委員番号 2 番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号 2 番 甲斐です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は天下町で畑 1 筆の 593 m<sup>2</sup>です。申請者は福岡県在住の方で、現況は山林。10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であるとの理由で今回の申請となりました。10 月 24 日に農地部長の片伯部委員、山田委員、私で現地調査を行いました。お手元に現地の写真があるかと思いますが、今後農地として使用することは困難であるとの結論に至りまして、非農地として認めざるを得ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに整理番号 2 番について委員番号 18 番 花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>委員番号 18 番の花畑です。整理番号 2 番についてご説明いたします。所在は北方町で田 2 筆の合計 1,192 m<sup>2</sup>です。申請者は北方町在住の女性の方で現況は山林のようになっています。10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるため申請となりました。10 月 23 日に菊池農地副部長と木村推進委員とで現地調査を実施しました。申請地は 19 ページのとおりです。写真をみていただければ分かるかと思いますが、現況は山林となっており、非農地として取り扱って問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>



事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 59 号 農地法第 4 条の届出です。この案件は自己所有の農地転用です。議案書の 21 ページに記載されております。1 件の届出があり、田が 1 筆 355 m<sup>2</sup>となっています。続きまして報告第 60 号 農地法第 5 条の届出についてです。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権の権利移動を伴った農地転用です。議案書の 23、24 ページに記載されております。全部で 9 件の届出があり、田が 7 筆 2,190 m<sup>2</sup>、畑が 4 筆 361.05 m<sup>2</sup>、合計 11 筆 2,551.05 m<sup>2</sup>の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第 61 号 農地法第 18 条第 6 項の通知についてです。この案件は合意解約です。議案書の 26 ページに記載されております。3 件の届出があり、田が 3 筆 1,909 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 977 m<sup>2</sup>、合計 5 筆 2,886 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして報告第 62 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 28、29 ページに記載されております。4 件の届出があり、田が 31 筆 16,843 m<sup>2</sup>、畑が 8 筆 2,106 m<sup>2</sup>、合計 39 筆 18,949 m<sup>2</sup>となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようなので続いて協議第 21 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。
総合農政課	<p>はい。それでは、総合農政課より協議第 21 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。本件は、議案第 116 号にて審議していただいた、農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画（案）となっています。議案の 31 ページ以降に記載されており、田 20 筆、9,966 m<sup>2</sup>について地権者 4 名から受け手 4 名、1 法人への配分を検討しております。今回の案件につきましては重点実施地区及び個別案件での計画（案）となっております。</p> <p>なお、現在の延岡市における中間管理事業の重点実施地区は、北方町曾木地区、北川町長井・家田地区、追内地区、上南方地区小川町、差木野地区、川島地区及び伊形地区の 7 地区となっております。以上です。</p>
議長	ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。
委員	ありません。
議長	無いようなので以上を持ちまして第 17 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。
<p>次回定例農業委員会 11 月 28 日（水） 午前 9 時 30 分～ 本庁舎 2 階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

8 番      高 橋 正 二

9 番      阿波野 修 一